

「ちばで発見！職業観育成コンテンツ」制作業務委託に係る業者選定委員会選定要領

(目的)

第1条 実社会で働く人々のドキュメンタリー動画を中心とした職業に関する総合的な情報等や千葉県立高等学校の専門学科に関する情報を主にインターネット上で提供し、中学生や高校生が千葉県内の産業の魅力を知るとともに、産業や職種についての理解を深め、職業意識の形成や主体的な進路選択に役立てられるようなコンテンツを制作することを目的に「ちばで発見！職業観育成コンテンツ」制作の業務を委託するに当たり、『「ちばで発見！職業観育成コンテンツ」制作業務委託に係る企画案募集要項」に基づき、募集した企画提案書及び委託業者（候補者）の選定について必要な事項を定める。

(提案に対する意見・協議)

第2条 別に定める『「ちばで発見！職業観育成コンテンツ」制作業務委託に係る業者選定委員会』（以下「選定委員会」という。）は、応募のあった企画提案書等を審査の上、委託業者（候補者）に対する意見等を協議する。

(審査対象事項)

第3条 審査に係る対象事項は、以下の各号に定める項目について行う。

一 企画提案内容

- (1) 企画提案募集要項の9（2）④イに定める（a）コンテンツの制作イメージの企画内容が、独自性のあるものであり、具体的かつ現実的で、事業目的の遂行に有益であるか
- (2) 企画提案募集要項の9（2）④イに定める（b）連携可能業種が、仕様書の4（1）ア・イに当てはまっているとともに、その種類が多岐にわたっており、事業目的の遂行に有益であるか
- (3) 企画提案募集要項の9（2）④イに定める（c）広報の企画内容が、効果的なものであり、具体的かつ現実的で、事業目的の遂行に有益であるか

二 業務遂行能力

- (1) 企業・団体等の類似業務の実績、経験は豊富か。
- (2) 企画内容と見積金額のバランス及び見積書の費用構成は適当か。
- (3) 業務を遂行するのに無理のない人員配置やスケジュールが示されているか。

(選定方法)

第4条 選定は別紙により行い、委託業者（候補者）について、最優秀提案者を選定する。

- (1) 各観点を5段階で評価し、合計100点満点とする。
- (2) 各委員の審査結果（素点）を順位点に換算し集計した結果、最も高い点数の業者を最優秀提案者とする。なお、いずれかの項目に1人でも1をつけた業者は選定しない。
- (3) 順位点の合計が同点の場合にあっては、委員の協議により、最優秀提案者を選定する。
- (4) 最優秀提案者の評価得点が総評価得点の6割に満たない場合は再度公募を実施する。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、選定に必要な事項は、千葉県教育庁教育振興部学習指導課が別に定める。

附則

この要領は、令和6年2月14日から施行し、令和7年1月31日限り、その効力を失う。